



廃リ第134号
令和元年5月30日

公益社団法人鹿児島県工業倶楽部 御中

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長

廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和元年5月20日付け環循適発第1905201号・環循規発第1905201号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり排出事業者及び処理業者への周知及び指導について通知がありました。

ついては、通知で示された当面の対策のうち下記の事項について、貴団体の会員等への周知をお願いします。

記

排出事業者責任の徹底（別添通知第二）

廃棄物処理法第19条の6の規定において、排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を支払うことが求められており、委託先の処理業者による不適正処理により生活環境の保全上支障が生じた場合等においては、排出事業者が措置命令の対象となる可能性もあるため、処理業者だけでなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理が逼迫していることを周知するとともに、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導ありたいこと。

さらに、廃棄物処理法第12条第7項や第12条の3第8項などの排出事業者に係る規定が適切に運用されているかを確認し、適正処理が確保されるよう、必要に応じて指導を強化されたいこと。

連絡先

産業廃棄物係 担当 荒川
TEL 099-286-2579